

発議第6号

議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する  
附帯決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月21日 提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者	嬉野市議会議員	水山	洋輔
賛成者	嬉野市議会議員	山口	卓也
賛成者	嬉野市議会議員	大串	友則

理由

嬉野市庁舎整備基本構想は、その果たす役割が将来にわたり市民及び市政において極めて重要な政策であり、市民の理解を十分に得られるように取り組んでいく必要があるため。

### 議案第33号嬉野市庁舎整備基本構想についてに対する附帯決議(案)

今議会に提出された「嬉野市庁舎整備基本構想」について、総務企画常任委員会及び議案質疑において、多数の議員による活発な質疑が行われた。執行部からは、新庁舎建設の必要性と基本方針についての説明、新庁舎及び塩田庁舎エリアの方針を示され、塩田庁舎の今後の計画についても新庁舎建設と並行して取り組んでいく旨、また、市民との協議を継続していく旨の答弁をされた。将来にわたり市民及び市政において重要な政策である「嬉野市庁舎整備基本構想」については、今後の嬉野市の都市計画において重要事項であることから、以下の項目について遵守し事業を進めるよう強く求める。

#### 記

- 1 庁舎整備に関する基本方針に沿った今後の基本計画については、市民の皆様への理解と納得を深めていただけるように、継続的に対話と協議の機会を確実に確保していくこと。
- 2 塩田庁舎の活用に関して、市民の皆様への理解を深められるように、早急に、より具体的なイメージの共有が図れるような取組を推進していくこと。また、塩田庁舎及び周辺エリアの計画策定については、具体的スケジュールを示すなど計画的に実施していくこと。

以上、決議する。

令和4年6月21日

嬉野市議会